

警務甲達第 28 号
平成 18 年 5 月 17 日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察の技能指導官等記章の運用要領の制定について

技能指導官記章については、福井県警察の技能指導官記章の運用要領について（平成 17 年警務甲達第 17 号。以下「旧要領」という。）に基づいて運用しているところであるが、このたび、「福井県警察の技能指導官等に関する要綱」の制定に伴い、新たに別添のとおり「福井県警察の技能指導官等記章の運用要領」を制定し、平成 18 年 5 月 17 日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、旧要領は廃止する。

別紙

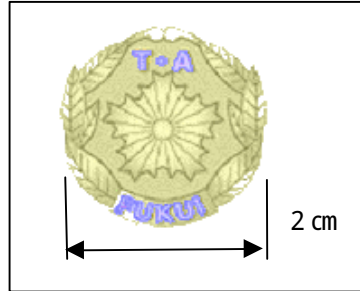
福井県警察の技能指導官等記章の運用要領

- 1 福井県警察の技能指導官等記章の仕様
別表1のとおりとする。
- 2 技能指導官等記章の授与
本部長が技能指導官及び準技能指導官（以下「技能指導官等」という。）に対し、授与するものとする。
- 3 着装要領
 - (1) 技能指導官等は、冬・合・夏服に着装するものとする。ただし、福井県警察官の服制に関する訓令（平成6年福井県警察本部訓令第2号）第8条に規定する「服装の一部省略」として合服上衣を着用しないで勤務する時は、合ワイシャツに着装するものとする。
なお、技能指導官等の業務に応じて、私服に着装することができるものとする。
 - (2) 着装の位置は、別表2のとおりとする。
- 4 簿冊の備付け
本部の警務課に福井県警察技能指導官等記章交付簿（別記様式）を備え付けるものとする。

別表 1

技能指導官記章の仕様

現状・寸法	制式	材質・仕様
記章の直径 2 cm 地金の厚さ 3 mm	記章は円形とし、台地表面中央に旭日章を配し、これを月桂樹で囲み、記章上部に「T・A」テクニカルアドバイザー(Technical advisor)の頭文字、下部に「FUKUI」を配する。	台地 真鍮、金いぶし、銀サシ仕上げ(文字)、石目打 旭日章 磨き仕上げ 裏面 留め金はネジ式
包装	プラスチックケースに収納する。	




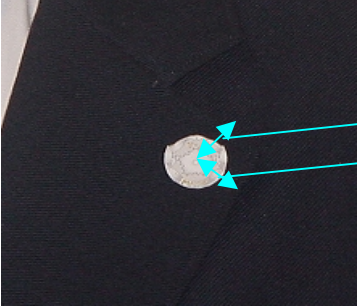

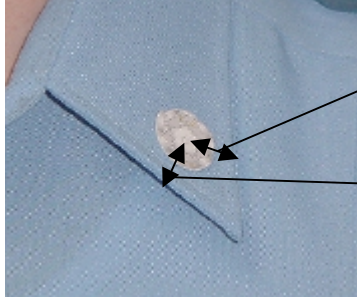
準技能指導官記章の仕様

現状・寸法	制式	材質・仕様
記章の直径 2 cm 地金の厚さ 3 mm	記章は円形とし、台地表面中央に旭日章を配し、これを月桂樹で囲み、記章上部に「T・A」テクニカルアドバイザー(Technical advisor)の頭文字、下部に「FUKUI」を配する。	台地 真鍮、銀いぶし、金サシ仕上げ(文字)、石目打 旭日章 磨き仕上げ 裏面 留め金はネジ式
包装	プラスチックケースに収納する。	



別表 2

着装の位置

制 服	左襟に装着する。	
<p>(1) 冬服、 合服、活 動服及び 背広の着 装位置</p>	 <p data-bbox="507 607 699 636">記章の装着位置</p>	 <p data-bbox="1246 450 1299 479">2 cm</p> <p data-bbox="1273 488 1326 517">2 cm</p>
<p>(2) 合ワイ シャツ及 び夏服の 装着位置</p>	 <p data-bbox="507 936 699 965">記章の装着位置</p>	 <p data-bbox="1246 741 1299 770">2 cm</p> <p data-bbox="1273 853 1326 882">2 cm</p>

